

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目 (節)	内 容		
第14節 週休2日制工事の対象	●	発注者 指定型	・本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・週休2日制工事の実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき実施するものとする。
	●	受注者 希望型	・本工事は、秋田県週休2日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、契約後速やかに、週休2日又は交替制の実施の有無について、監督員と書面にて協議すること。 ・週休2日制工事の実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき実施するものとする。